

昭和41年11月1日付諮問に対して、当審議会は、昭和42年11月8日に「超高層建築物及び地下街の防災対策に関する答申」を行ったところであるが、最近の百貨店、旅館、病院等の高層建築物の火災事故にかんがみ、当面措置すべき事項について別紙のとおり意見を申し述べる。

昭和49年1月30日

消防審議会会長

伊 能 芳 雄

消防庁長官

佐々木 喜久治 殿

別 紙

百貨店等の防災対策に関する意見

当審議会は、さきに超高層建築物及び地下街に対する防災対策を早急に講ずる必要のある旨を答申し、これに基づきその後関係方面において諸般の防災対策が推進され、今日まで幸いにも超高層建築物及び地下街における大きな災害は起っていない。しかしながら昭和47年5月の大阪千日デパートビル火災を始めとして百貨店、旅館、病院等不特定多数の者を収容する防火対象物における火災事故が相次いで発生しており、特に昨年11月29日の熊本大洋デパートの火災において再び100人を超える尊い犠牲者を出したことは、これら不特定多数の者を収容する防火対象物（以下「百貨店等」という。）に対する防災対策を改めて再検討する必要性が痛感されるところである。このため当審議会は、貴庁より熊本大洋デパート火災等の事故報告を受けるとともに、さる1月23、24日熊本大洋デパート火災の事故状況について現地調査を行った。その結果避難施設であるべき階段室内に大量の商品を収納していたこと、消防計画が作成されていなかったこと、避難訓練が適切に行われていなかったことなど防火管理体制が十分でなく、また、自動火災報知設備スプリンクラー設備等の消防用設備も未完成であったことなどの問題点があり、また、このデパートを含め、最近工事中の建物において火災事例が多いことにかんがみ、この際以下のような防災対策を速やかに実施する必要があることを意見として申し述べる。

なお、前記答申において示した地下街の防災対策については、関係法令の整備とともに関係行政機関における統一的な行政指導による規制が実施されているが、防災基準が必ずしも明確でない点があることにかんがみ百貨店等の防災対策と併行して防災基準の整備強化を図る必要があることを申し添える。

1 防火管理体制の強化について

(1) 防火管理責任の明確化

防火管理者の行うべき防火管理業務が法令に基づいて適確に実施されていないと認められる場合には、防火対象物の管理について権限を有する者に対し、防火管理者に当該業務を適確に実施させるため、必要な措置をとるべき旨を命ずることができることとするなど、管理権限者の責任を明確にすること。

(2) 防火管理業務の徹底

防火管理者の行う防火管理業務の実効性を確保するため、防火対象物の態様に応じた消防計画の作成基準を定めるとともに、防火対象物における火災予防上の自主査察の強化を図ること。

(3) 自衛消防組織の確立等

火災の発見、通報、避難誘導を適正に行うため、自衛消防組織について検討し、避難誘導等に関する行動基準を定めるとともに、避難訓練の実施の徹底を図るよう指導すること。

(4) 防火管理者の能力向上

防火管理者の知識の向上を図るため、消防機関が効果ある講習会の実施の徹底を図るよう指導するとともに、防火管理者資格について検討すること。

2 消防用設備等の基準の徹底強化について

(1) スプリンクラー設備等の既存遡及

百貨店等不特定多数の者を収容する施設については、既存のものであってもスプリンクラー設備等の設置を義務付けるよう消防法の改正を行うこと。

(2) 消防用設備等に関する検査及び保守体制の確立

消防用設備等の維持管理の徹底を図るため、消防機関による完成検査及び防火対象物の関係者による定期的な点検報告を義務付けるよう消防法の改正を行うこと。

(3) 消防用設備等の設置に対する税制、金融上の措置

消防用設備等の設置の促進を図るため、国及び地方公共団体において税制上の優遇措置及び低利融資措置の拡充を図ること。

3 指置命令の規定の活用等について

消防機関に対し消防法第5条及び消防法第17条の4の規定についてさらに積極的に活用を図るよう指導するとともに、これら規定の運用細則を作成すること。

特に工事中の建築物について火災が発生したならば人命に危険であると認められるものについては、消防法第5条の規定による使用停止命令等を出すよう指導を強化し、やむを得ず営業を行う場合にあっては防火管理体制の特段の強化を図り、防火管理に万全を期するよう指導すること。

4 その他

(1) 消防体制の強化

都市における建築物の大規模化、高層化、深層化等に対応した消防機関の装備の近代化及び救助技術の向上を図ること。この場合、都市の新しい態様に即応し、消防力の基準の再検討を行うとともに、国、県及び市町村の協力による消防体制の一層の強化を図ること。

(2) 建築物の総合的防災システムの安全性の確保

建築物の安全管理のための総合的な防災システムが開発されつつあるが、その活用を積極的に図るため、安全性に関する基準の整備その他必要な対策を実施すること。

(3) 建築基準法の改正

百貨店等の防災上の安全性を向上するため、消防法の前記改正とともに、防火区画、避難階段等防火上、避難上特に必要な施設について既存遡及を図るよう建築基準法の改正を推進すること。

さらに、建築物の実態に即応した避難橋又はバルコニーの設置について積極的な指導を行うこと。